

山梨県第5世代移動通信システム（5G）推進本部
令和元年度第1回本部会議

日 時：令和元年11月26日（火）

庁議終了後

場 所：本館2階特別会議室

1 開 会

2 本部長挨拶

3 議 事

（1）山梨県第5世代移動通信システム（5G）の推進について

4 閉 会

件名	山梨県第5世代移動通信システム(5G)の推進について
経緯	<p>○2020年春から5Gの商用サービスが開始される。</p> <p>○その後、順次、5Gのエリアが拡大されていく。</p> <p>○5Gは、超高速、超低遅延、多数同時接続という特徴があり、2020年代の情報通信基盤となる。</p> <p>5Gの特性： ・超高速(最大伝送速度10Gbps) 2時間の映画を3秒でダウンロード ・超低遅延(1ミリ秒程度の遅延) ロボット等の精緻な操作をリアルタイム通信で実現 ・多数同時接続(100万台/km²の接続機器数) 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続</p>
内容	<p>○5Gは、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現していく上で、重要かつ不可欠な基盤であり、全庁的な体制で推進していく必要があるため、山梨県第5世代移動通信システム(5G)推進本部を設置する。(資料1)</p> <p>○併せて、山梨県第5世代移動通信システム(5G)推進方針を次のとおり定める。(資料2)</p> <p>(推進方針の概要)</p> <ol style="list-style-type: none">1 早期エリア化の推進(5G活用促進エリアの設定)2 県有財産の使用手続きの庁内調整窓口の設置3 5Gを通信インフラとして活用する施策の展開 <p>○については、推進方針に基づき、本県において、①5Gの特徴を活かした利活用が想定されるエリア(5G活用促進エリア)、②各分野における5Gの活用アイデアについて、各部局で検討をお願いしたい。</p>

山梨県第 5 世代移動通信システム（5G）推進本部設置要綱

（設置）

第 1 条 山梨県における第 5 世代移動通信システムに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨県第 5 世代移動通信システム（5G）推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 本部は、本部会議及び連絡会議をもって構成する。

（本部の構成）

第 3 条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は総務部長をもって充てる。

（本部会議）

第 4 条 本部会議は、次の事項を協議する。

- （1）第 5 世代移動通信システム（以下「5G」という。）に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関する事。
- （2）5Gに係る施策の総合調整に関する事。
- （3）その他必要と認められる事項に関する事。

2 本部会議の構成員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

（連絡会議）

第 5 条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）本部会議から指示された事項の調査・検討に関する事。
- （2）5Gに係る施策・事業の調整に関する事。

2 連絡会議の構成員は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

3 連絡会議に座長を置き、総務部情報政策課長をもって充てる。

4 連絡会議は、座長が招集し、掌理する。

（庶務）

第 6 条 本部の庶務は、総務部情報政策課において行う。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年 1 月 26 日から施行する。

別表 1 (本部会議)

本 部 長	知 事
本部長代理	副 知 事
副 本 部 長	総務部長
本 部 員	公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事政策補佐官 総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長 県民生活部長 リニア交通局長 防災局長 福祉保健部長 子育て支援局長 森林環境部長 エネルギー局長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長

別表 2 (連絡会議)

座 長	情報政策課長
構 成 員	各部局等企画調整主幹等 警察本部警務課企画室長

山梨県第 5 世代移動通信システム（5 G）推進方針

令和元年 1 1 月 2 6 日

1 早期エリア化の推進（5 G 活用促進エリアの設定）

- 総務省では、5 G 電波の割当に係る基地局の整備計画を認定する際、これまでの人口カバー率に代えて、①全国展開可能性の確保、②地方での早期サービスの開始、③サービスの多様性の確保を評価指標に設定して、計画認定を行った。
- 5 G エリアは、都市部から面的に広がるのではなく、都市部・地方を問わず、利活用が進むところを中心に、4 G エリア内でブロック的に広がるイメージであり、移動通信事業者の整備方針はあるものの、5 G の利活用策が具体的なところほど、早期整備が可能となっている。
- このため、移動通信事業者のエリア整備方針を確認しながら、県としても、5 G の特性（超高速、超低遅延、多数同時接続）を活かした利活用が想定されるエリア（5 G 活用促進エリア）を設定し、移動通信事業者に早期エリア化を働きかける。

2 県有財産の使用手続きの庁内調整窓口の設置

- 移動通信事業者による 5 G の早期エリア化を支援するため、県有財産への基地局設置に係る庁内調整窓口を総務部情報政策課に設置する。

3 5 G を通信インフラとして活用する施策の展開

- 教育、保健医療・福祉、交通、防災・減災等の分野において、5 G の活用アイデアを募り、実現可能性を検討し、施策に反映できるものから反映していく。
- 5 G の戦略的な取り組みを進めている東京都や国等と連携した取り組みを検討する。
- ローカル 5 G について、情報通信事業者と情報共有しながら、活用を検討する。